

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 4 月 26 日

京成電鉄株式会社

株式交換に係る事前開示書面

2024年4月26日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 小林 敏也

京成電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は、関東鉄道株式会社（以下「関東鉄道」といい、当社と関東鉄道を総称して「両社」といいます。）との間で締結した別紙1の2024年4月26日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、関東鉄道を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

株式交換完全子会社となる関東鉄道は新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

関東鉄道は、2024 年 4 月 26 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、関東鉄道を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の消却

関東鉄道は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が関東鉄道の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」といいます。）において関東鉄道が有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて関東鉄道が取得する株式を含む。）を、基準時において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社は、2024 年 4 月 26 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、関東鉄道を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙 1 をご参照ください。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の

見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 : 株式交換契約書

株式交換契約書

京成電鉄株式会社（以下、「甲」という。）及び関東鉄道株式会社（以下、「乙」という。）は、2024年4月26日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：京成電鉄株式会社

住所：千葉県市川市八幡三丁目3番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：関東鉄道株式会社

住所：茨城県土浦市真鍋一丁目10番8号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の各株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の各株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その有する乙の普通株式の数の合計に0.133を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.133株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2024年9月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、2024年6月25日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基

準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、(i)甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額42.7億円を限度として、(ii)乙は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額0.6億円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年4月26日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 小林 敏也



乙 茨城県土浦市真鍋一丁目10番8号

関東鉄道株式会社

代表取締役社長 松上 英一郎



上海图书馆藏

1000000

1950年

上海图书馆藏
上海图书馆藏



別紙2：会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	関東鉄道 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.133
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：531,973 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

関東鉄道の普通株式（以下「関東鉄道株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.133株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する関東鉄道株式（本日現在 6,135,614 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社株式：531,973 株（予定）

上記株式数は、2024年3月31日時点における関東鉄道の発行済株式数（10,200,000株）及び自己株式数（64,586株）並びに本日現在における当社が保有する関東鉄道株式数（6,135,614株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が関東鉄道の発行済株式（ただし、当社が保有する関東鉄道株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」といいます。）における関東鉄道の株主（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その保有する関東鉄道株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。本株式交換に際して割当交付する当社株式には、当社が保有する自己株式（2024年3月31日現在 8,484,158株）を充当し、新株式の発行は行わない予定です。

なお、関東鉄道は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において関東鉄道が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって関東鉄道が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、関東鉄

道による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる関東鉄道の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式の1株に満たない端数の交付を受けることとなる関東鉄道の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、2023年11月に、当社から関東鉄道に対して本株式交換の提案が行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が関東鉄道を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

両社は、本株式交換に用いられる上記「1.（1）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、関東鉄道は株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「1.（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から2024年4月25日付で受領した株式交換比率報告書、リーガル・アドバイザーである卓照綜合法律事務所からの助言、当社が関東鉄道に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、関東鉄道においては、下記「1.（4）公正性を担保するための措置」及び「1.（5）利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である日本政策投資銀行から2024年4月25日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、関東鉄道が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2024年4月25日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、関東鉄道の少数株主の皆様への利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、本日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、両社及び本株式交換からは独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

みずほ証券は当社の株主たる地位を有しており、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、当社の株主たる地位を有しているほか、みずほ銀行及びみずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は当社に対し、また、みずほ銀行は関東鉄道に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第70条の4その他の適用法令に従い、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と当社の株式を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ銀行における当社の株式を保有する同行の別部署との間においても、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の両社に対する株主又は貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。

当社は、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とみずほ証券及びみずほ銀行の当社の株式を保有する別部署との間において情

報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

イ 算定の概要

みずほ証券は、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、また、当社と直接的には比較可能ではないものの、専ら株式交換比率レンジ分析の観点からは、当社と一定程度の類似性がある事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。一方、関東鉄道については、関東鉄道と直接的には比較可能ではないものの、専ら株式交換比率レンジ分析の観点からは、関東鉄道と一定程度の類似性がある事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による関東鉄道株式1株につき割当交付される当社株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

当社採用手法	関東鉄道採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	類似企業比較法	0.091～0.239
類似企業比較法	類似企業比較法	0.128～0.180
DCF法	DCF法	0.089～0.298

なお、市場株価基準法では、2024年4月25日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社の株式価値の算定に使用した財務予測については、2025年3月期は円安等によるインバウンド需要の増加や当社の連結子会社である新京成電鉄株式会社における運賃改定による収入の増加等により2025年3月期の営業利益において、対前年度対比で大幅な増益を見込んでいます。また、2024年3月期において当社の保有する株式会社オリエンタルランド（当社の持分法適用関連会社）の株式の一部売却により当期純利益が大きく増加した影響で、2025年3月期の当期純利益において、対前年度対比で大幅な減益を見込んでおります。なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、みずほ証券は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率報告書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率報告書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率報告書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率報告書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、両社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率報告書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、日本政策投資銀行は、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行い

ました。一方、関東鉄道については、関東鉄道と直接的には比較可能ではないものの、専ら株式交換比率レンジ分析の観点からは、関東鉄道と一定程度の類似性がある事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による関東鉄道株式1株につき割当交付される当社株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

当社採用手法	関東鉄道採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	類似会社比較法	0.045～0.090
DCF法	DCF法	0.036～0.177

なお、市場株価法では、2024年4月25日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

日本政策投資銀行がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社の株式価値の算定に使用した事業計画については、2025年3月期は円安等によるインバウンド旅客の増加に伴う成田空港の発着の増加、新京成電鉄株式会社の2023年度に実施した運賃改定の効果、関東鉄道における2024年度に予定している運賃改定の効果により、2025年3月期の営業利益において、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。一方、関東鉄道の株式価値の算定に使用した事業計画については、2025年3月期は主力であるバス事業において、運賃改定効果、高速バスの増便、イベント輸送の増加による収入の増加を見込み、また、鉄道事業において、運賃改定効果、利用客の増加を見込んでいるほか、タクシー事業においても、乗務員採用強化、契約輸送の獲得等による収入の増加を見込んでいることから、2025年3月期の営業利益において、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

日本政策投資銀行は、株式交換比率の算定に際して、日本政策投資銀行が検討した全ての公開情報及び両社から日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、日本政策投資銀行は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した情報について、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。日本政策投資銀行は、両社の経営陣が、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするよ

うな事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によっても日本政策投資銀行が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行が合理的及び適切と考える仮定を用いています。日本政策投資銀行の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、日本政策投資銀行は検証を行っていません。

なお、日本政策投資銀行が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。ただし、当社の財務予測においては、当社の2024年3月期の業績実績を踏まえると、関東鉄道としてその実現可能性について一定の懸念を有していることから、2026年3月期及び2027年3月期の財務予測に対して関東鉄道に確認の上、一定の修正を加えた財務予測を採用しております。日本政策投資銀行は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。日本政策投資銀行は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

日本政策投資銀行の算定結果は、日本政策投資銀行が関東鉄道の依頼により、関東鉄道の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし関東鉄道に提出したものであり、当該算定結果は、日本政策投資銀行が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社である関東鉄道は非上場会社のため、該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

両社は、当社が、関東鉄道株式 6,135,614 株（2024年3月31日現在の発行済

株式（自己株式を除く。）の総数 10,135,414 株に占める割合にして 60.54%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算について同じです。）を保有しており、当社が関東鉄道の親会社であること、及び関東鉄道において当社の役職員と兼務の取締役や当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率報告書又は算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、2024 年 4 月 25 日付で、本株式交換比率に関する報告書を取得いたしました。報告書の概要は上記「1.（2）②算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、関東鉄道は、両社から独立した第三者算定機関である日本政策投資銀行から、2024 年 4 月 25 日付で、本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「1.（2）②算定に関する事項」をご参照ください。なお、日本政策投資銀行に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、関東鉄道は、日本政策投資銀行から、本株式交換比率が関東鉄道の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、卓照綜合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、卓照綜合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、関東鉄道は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。また、大江橋法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる時間制の報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていません。

(5) 利益相反を回避するための措置

関東鉄道は、当社が、関東鉄道株式 6,135,614 株（2024 年 3 月 31 日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数 10,135,414 株に占める割合にして 60.54%）を保有しており、当社が関東鉄道の親会社に該当すること、及び関東鉄道において当社の役職員と兼務の取締役や当社出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 関東鉄道における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

関東鉄道は、本株式交換に係る関東鉄道の意思決定に慎重を期し、また、関東鉄道の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除

し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することが関東鉄道の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2023年11月22日開催の取締役会の決議に基づき、いずれも当社と利害関係を有しておらず、関東鉄道の社外取締役である石田奈緒子氏（首都圏新都市鉄道株式会社常務取締役）及び関東鉄道の社外監査役である石山ありさ氏（弁護士、弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所）、並びに関東鉄道の元社外取締役であり、両社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である加藤雅之氏（公認会計士、株式会社軽子坂パートナーズ代表取締役）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、関東鉄道は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、

その上で、関東鉄道は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換が関東鉄道の企業価値の向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性、（iii）本株式交換の手続の公正性（どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。）並びに（iv）上記（i）から（iii）まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が関東鉄道の少数株主にとって不利益なものでないか（以下（i）から（iv）までを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、関東鉄道の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）当社との間の交渉について、関東鉄道の役職員に対して事前に方針を確認し、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、（b）関東鉄道の役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、（c）関東鉄道が選任したファイナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー、会計・税務アドバイザーを承認（事後承認を含む。）すること、並びに（d）必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー、会計・税務アドバイザーを選任又は指名すること（この場合の費用は関東鉄道が負担するものとしております。）の権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2024年1月30日から2024年4月22日までに、委員会を合計9回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、関東鉄道が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行並びにリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、関東鉄道から、関東鉄道及び関東鉄道グループの事業概要、株式交換比率の算定の前提となる関東鉄道の事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、関東鉄道のリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、本株式交換に係る関東鉄道の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保する

ための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、関東鉄道の依頼に基づき当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社AGS FAS（本特別委員会にて同社が両社との間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、当社から、当社及び当社グループの事業概要、当社グループにおける関東鉄道の位置づけ、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、関東鉄道のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行から本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、当社と関東鉄道との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、関東鉄道に意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、係る手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式交換は関東鉄道の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2024年4月25日付で、関東鉄道の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が関東鉄道の企業価値の向上に資するかを含む。）

関東鉄道を取り巻く事業環境及び関東鉄道の経営課題についての現状認識については、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異存はない。

また、上記の事業環境及び経営課題を踏まえ、関東鉄道からは、本特別委員会に対し、人員・人材の確保が最大の課題であり、特に運輸事業における運転手が不足しており、高速バスの復便や新規の路線開設が困難な状況となっていること、及び、新型コロナウイルス感染拡大が終息した後も、テレワーク及びWeb会議の定着等により、新型コロナウイルス感染拡大前に比べ、業績は90%程度までしか回復しないと見込まれること、そのために、労働条件及び労働環境の改善によって人員を確保することを予定しているほか、限られた人員を効率よく活用する施策を講じていることが説明された。

他方で、京成電鉄からは、本特別委員会に対し、関東鉄道が京成電鉄の完全子会社となり、事業ノウハウ等を有効活用するとともに、従来以上に緊密化した連携を図りグループ一体となった経営を遂行することで、①茨城県における事業基盤の強化、②経営資源の活用による競争力強化及び事業規模の拡大、③スケールメリットを生かした効率的な組織体制の実現を図り、上記の事業環境に対応できると考えていることの説明があった。京成電鉄からは、さらに、現在の資本構成では、関東鉄道の少数株主に対する独立性維持の観点や、シナジーの約4割が関東鉄道の少数株主に帰属することから、両社の経営資源の効率的

な利活用及び機動的な意思決定が必ずしも十分ではなく、本株式交換の実施によって関東鉄道を完全子会社化することで、両社間で強固な協力関係を構築し、京成電鉄グループのスケールメリット及び事業ノウハウ等の有効活用ができるとの説明があった。

このような関東鉄道及び京成電鉄の説明は、関東鉄道を取り巻く事業環境及び関東鉄道の経営課題を前提とした具体的なもので、関東鉄道の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、関東鉄道における将来の競争力強化に向けた現実的なものであると考えられ、特段不合理な点は見当たらない。

一方、関東鉄道からは、本特別委員会に対し、本株式交換に関する懸念・要望として、①関東鉄道では「関鉄ビジョン 2030」を策定し、長期的視点に立った経営方針を確立しているなど、京成電鉄グループに属しながらも、主体性・独自性をもって経営しており、原則的には今後も経営方針や施策は維持、継続したいこと、②関東鉄道が蓄積した経営ノウハウの伝承や関東鉄道が育成した人材の活用などの観点から、役員構成や人事の決定については、関東鉄道の意見を今後も十分に反映させたいこと、③完全子会社化による従業員の不安や懸念を招かないようにする必要があり、④関東鉄道の取引先、その他のステークホルダーに対する丁寧な説明が必要であることが示された。そこで、これらの点について、京成電鉄に見解を求めたところ、京成電鉄からは、①本株式交換後も関東鉄道の体制・経営方針について、現時点では具体的な変更は予定していないこと、及び、現時点においては具体的な資本関係の変動は予定していないこと、②人事施策の内容・実施に当たっては、今後関東鉄道と相談する想定であること、及び、本株式交換の意義及び両社にとってのシナジーについて関東鉄道従業員の理解を得ることで、関東鉄道従業員にも本株式交換を前向きに捉えてもらえるよう協力していきたいと考えていること、③その他、関東鉄道からの要望については、真摯に受け止めた上で、関東鉄道と協力して取り組んでいきたいといった説明がなされた。また、京成電鉄からは、関東鉄道グループの事業・資産を売却する等いわゆる焦土的な再編を行うことや関東鉄道の事業・資産を使った京成電鉄のための資金調達を行うことなどについて、いずれも現時点では想定していないとの説明がなされた。京成電鉄のこれらの説明によって、関東鉄道が本特別委員会に対して示した本株式交換に係る懸念が一定程度解消され、要望についてもある程度達成される見込みと考えられる上、これらの懸念点が本株式交換により見込まれるメリットを上回る又は大きく毀損する具体的な蓋然性までは認められない。

よって、本特別委員会は、関東鉄道を取り巻く事業環境及び関東鉄道の経営課題に照らし、本株式交換は関東鉄道の企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的であると判断するに至った。

(ii) 本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性

(ア) 完全子会社化の方法である株式交換については、関東鉄道の少数株主に対して本株式交換後におけるシナジー効果を楽しむ機会を提供し、また、現金化を望む株主は、流動性が高い京成電鉄株式を売却することで現金化が可能であること、株式交換は完全子会社化の方法とし

で一般的に採用されている方法であることから合理性があること、

(イ) ①日本政策投資銀行が京成電鉄の株式価値の算定手法として採用した市場株価法及びDCF法、並びに、関東鉄道の株式価値の算定手法として採用した類似会社比較法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、DCF法における割引率の根拠及び類似会社比較法における類似企業の選定の根拠に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、及び、②当該算定の前提となっている関東鉄道の事業計画及び修正後の京成電鉄の事業計画は、その作成経緯及び両社の現状に照らして、不合理なものではないと考えられるところ、同算定書による関東鉄道株式及び京成電鉄株式の評価レンジに照らして、本株式交換比率は、京成電鉄株式に市場株価法、関東鉄道株式に類似会社比較法を採用した場合の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法による算定結果の中央値を超えるものであること、(ウ) 本特別委員会は、関東鉄道が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに設置され、株式交換比率が関東鉄道の少数株主に不利益を与えるものとなっていないかという点についての議論を複数回にわたって行い、当該議論の結果を京成電鉄との交渉方針に反映し、京成電鉄との交渉は本特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示・要請に従って行われたことから、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたことと評価できること、並びに(エ) その他本株式交換比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないことに照らし、株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(iii) 本株式交換の手續の公正性(どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。)

(ア) 関東鉄道取締役会は、関東鉄道及び京成電鉄から独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととしていること、(イ) 本特別委員会が京成電鉄との交渉に実質的に関与できる体制が確保され、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたこと、その結果として、関東鉄道は株式交換比率の引き上げを実現しており、これらの交渉経緯を踏まえると、京成電鉄との間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価できること、

(ウ) 関東鉄道は両社及び本株式交換の成否から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から法的助言を受けていること、

(エ) 関東鉄道は両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である日本政策投資銀行から株式交換比率に関する算定書を取得していること、(オ) 関東鉄道は、関東鉄道が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに、現に京成電鉄の役職員を兼務している関東鉄道の役職員のみならず、過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた関東鉄道の役職員が、関東鉄道と京成電鉄との間の本株式交換に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び関東鉄道の事業計画の作成過程に関与しない体制を構築していること、(カ) 現に京成電鉄

の役職員を兼務している取締役及び過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた取締役、並びに京成電鉄の取締役を兼務している監査役を取締役会における本株式交換に係る審議・決議から除外し、また、2024年4月26日に開催予定の取締役会における本株式交換に係る審議・決議からも除外する予定であり、さらに、これらの者を関東鉄道の立場で、本株式交換に係る協議及び交渉に参加させていないこと、(キ) 関東鉄道は、京成電鉄との間で、関東鉄道が京成電鉄以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められること、一方、関東鉄道は積極的なマーケット・チェックは行っていないが、本株式交換において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって本株式交換における手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ク) 本株式交換では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定しない予定であるが、企業価値向上に資すると考えられ、かつ取引条件の妥当性が認められる本株式交換に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって少数株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本株式交換では、関東鉄道において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換の手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ケ) 適切な情報開示がなされる予定であること、並びに(コ) その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、関東鉄道が京成電鉄より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことに照らし、本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正であると判断するに至った。

- (iv) 上記(i)から(iii)まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が関東鉄道の少数株主にとって不利益なものではないか

上記(i)のとおり、本株式交換は関東鉄道の企業価値の向上に資するものと認められ、上記(ii)及び(iii)のとおり、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められる。したがって、関東鉄道取締役会において、本株式交換を行う旨を決議することは、関東鉄道の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

- ② 関東鉄道における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の関東鉄道の取締役会においては、関東鉄道の取締役10名のうち、松上英一郎氏及び登嶋進氏は過去に当社の取締役を務めていたことに鑑み、また、北村恵喜氏は当社からの出向者であることに鑑み、さらに、小林敏也氏は当社の取締役を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、松上英一郎氏、登嶋進氏、北村恵喜氏及び小林敏也氏を除く他の6名で審議し全員の賛成により決議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、松上英一郎氏、登嶋進氏、北村恵喜氏及び小林敏也氏は、関東鉄道の立場において本株式交換の協議及び交渉には

参加しておりません。

また、上記の取締役会には、関東鉄道の監査役4名のうち、過去に当社の監査役を務めていた河上守氏及び当社の取締役を兼務している天野貴夫氏を除く、当社との間で利害関係を有しない監査役2名（うち社外監査役2名）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、関東鉄道の監査役である河上守氏は過去に当社の監査役を務めていたことを踏まえ、また、天野貴夫氏は、当社の取締役を兼務していることを踏まえ、上記取締役会の本株式交換に関する審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に際しても意見を述べることを差し控えております。また、河上守氏及び天野貴夫氏は、関東鉄道の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び関東鉄道は、本株式交換の対価として、当社株式を選択しました。

当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、また、関東鉄道の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、本株式交換の対価として当社株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。係る取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

(1) 資本金の額：0円

(2) 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従って当社が別途定める額

(3) 利益準備金の額：0円

別紙3：関東鉄道の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、企業収益は総じて改善し、個人消費及び雇用情勢に持ち直しの動きがみられる一方、原油価格の高騰や物価上昇の影響が続いており不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、お客様及び従業員への新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、経営の効率化を図り、旅客需要に合わせた事業運営に努めてまいりました。

この結果、全事業営業収益は137億11万8千円（前期比12.9%増）となり、全事業営業利益は7億2,508万1千円（前期は5億4,271万9千円の営業損失）となりました。経常利益は9億3,222万5千円（前期は1億771万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億1,228万8千円（前期は2,706万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

また、当社は、昨年9月3日に創立100周年を迎え、お客様等への感謝の気持ちを込め各種記念事業を展開してまいりました。

次に、事業別にご報告申し上げます。

運輸業

鉄道事業では、常総線において車両更新工事及び重軌条化・PC枕木化工事を実施いたしました。また、警察と連携して駅・踏切・列車内の巡回警備を強化したほか、テロ対策訓練を実施するとともに、沿線小学校での鉄道マナー教室を開催するなど、安全輸送の確保に努めました。

営業面においては、3月に常総線でダイヤ修正を行ったほか、普通回数乗車券等の発売を終了いたしました。また、「ビール列車」に加え「寝台夜行列車」や「関鉄CRAFTビール列車」などイベント列車の拡充、乗車会・撮影会や「水海道車両基地公開イベント」、地域連携型イベント「下妻駅前フェスティバル」の開催など、旅客誘致と増収に努めました。

バス事業では、一般路線にIC金額式定期券を導入し、旅客の利便性を向上させたほか、つくば市内への乗入路線を再編し、輸送の効率化を図りました。高速バス路線ではコロナ禍により運休していた「つくばセンター～羽田空港線」「土浦・つくば～成田空港線」を運行再開するとともに、「鹿島神宮駅～東京駅線」「筑波大学～東京駅線」「水戸駅～東京駅線」において需要の回復動向にあわせ増便したほか、1月に運賃改定を実施いたしました。

契約輸送は、新規の従業員輸送及びスクールバスの増便を受注いたしました。

タクシー事業では、タクシー配車アプリ「GO」の導入や、新規顧客とチケット契約を結ぶなど、増収と稼働率の向上を図りました。

また、運輸業全体の取り組みとして、土浦市・龍ヶ崎市において「Ma a S実証実験」、土浦市・石岡市においては「グリーンスローモビリティ実証実験」に参画いたしました。

以上の結果、営業収益は101億9,118万5千円（前期比17.5%増）となり、営業利益は1億5,743万6千円（前期は11億1,379万8千円の営業損失）となりました。

不動産業

分譲業は、「土浦市つくば南」分譲用地5区画を販売し、完売となったほか、阿見町荒川本郷の分譲用地6区画及び取手市本郷の土地を販売いたしました。

賃貸業は、土浦市生田町賃貸建物の賃貸を開始したほか、玉里貸倉庫、西取手貸店舗、つくば南貸店舗、土浦ビルⅡへ新規テナントを誘致するなど、稼働率の向上を図りました。また、賃貸施設や当社の拠点などを活用し、シェアサイクルサービス「関鉄Pedal」を開始いたしました。

建設業は、新たに設備改修工事を受注し、増収に努めました。

しかしながら、営業収益は10億6,730万8千円（前期比2.1%減）となり、営業利益は4億8,393万9千円（前期比3.0%減）となりました。

流通業

タイヤやバラスト用砕石などの販売強化に努めました。また、地元特産品を販売する「もりやマルシェ」の開催や、関鉄土浦ビルⅠ・ビルⅡ及び守谷駅に冷凍自動販売機の設置、「関東鉄道創立100周年記念ビール」の販売など、収益力の強化を図りました。

以上の結果、営業収益は5億2,065万9千円（前期比16.6%増）となり、営業利益は1,494万6千円（前期は505万5千円の営業損失）となりました。

レジャー・サービス業

情報サービス業は、システム開発やOA機器・ソフトウェア販売に努めるなど積極的な営業活動を展開いたしました。

旅行業は、日帰りバスツアーの催行等により、旅客誘致に努めました。

以上の結果、営業収益は19億5,286万円（前期比4.1%増）となりましたが、営業利益は3,527万6千円（前期比33.7%減）となりました。

自動車車両整備業

車検整備や車両販売の受注拡大に努めるなど積極的な営業活動を展開いたしました。

以上の結果、営業収益は3億9,398万6千円（前期比13.1%増）となり、営業利益は2,982万7千円（前期比33.3%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、人口減少・高齢化の急速な進展及び人材不足の深刻化に加え、原油価格の高騰や物価上昇の影響から先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響で変化した生活様式に対応した経営を確立するとともに、お客様や社会から選ばれる成長企業を目指すため、長期ビジョン「関鉄ビジョン2030」を策定し、その第一段階としてグループ中期経営計画「Start Up Plan」(3カ年)をスタートさせております。

公共交通機関の使命である安全・安心・快適な輸送サービスの提供に努め、積極的な営業施策の推進及び地域社会との連携強化に取り組み、収益力・競争力の強化及び生産性の向上を図ってまいります。

運輸業のうち鉄道事業では、沿線自治体・企業と連携した需要喚起策を推進するほか、需要に適した運行ダイヤへの見直しを行い、収益力強化及び経費削減に努めてまいります。

バス事業では、有責事故ゼロを達成するため事故防止対策に取り組むとともに、2030年度までに電気バス等保有率40%達成に向け、環境に配慮した車両を配備してまいります。また、旅客動向や地域の要望、観光需要に対応した路線バスの新設・拡充・再編を実施してまいります。

なお、運輸業においては、更なる安全輸送確保のため、ヒューマンエラー撲滅を目指すとともに、運輸安全マネジメント体制を強化し、内部監査を継続的に実施いたします。また、沿線地域でのMaaSの実装に向けた取り組みを推進してまいります。

不動産業では、新規事業用資産を取得し、分譲販売を継続するとともに、事業用地の高度利用及び未利用地の有効活用、賃貸物件の空室解消に努め、安定収益を確保してまいります。

流通業、レジャー・サービス業、自動車車両整備業では、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性向上や顧客ニーズに対応した営業活動を展開し、受注の拡大に努めてまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、地域社会の発展に貢献し、お客様から信頼され愛される企業を目指してまいります。また、京成グループの一員として連携を強化し、収益力の向上、事業基盤の拡充などシナジーを創造するとともに、コンプライアンス体制・内部統制の強化や、SDGsの取り組みを通じて環境に配慮した経営を推進し、企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。更にお客様第一主義を徹底し、「BMK(ベストマナー向上)推進運動」を浸透させ、選ばれる関鉄グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。
(竣工した工事等)

運輸業

鉄道事業

車両更新(機関換装) 1両

重軌条化工事

PC枕木化工事

通信ケーブル更新工事

バス事業

乗合バス新造 2両

乗合バス更生 11両

タクシー事業

タクシー車両 5両

不動産業

常総市高齢者向け賃貸建物新築工事

(施行中の工事等)

不動産業

守谷駅前賃貸住宅新築工事

土浦市桜町高齢者向け賃貸建物新築工事

(4) 資金調達の状況

当社グループは、借入金返済資金、設備資金等に充当するため、金融機関等から所要の借入を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2019年度 (第149期)	2020年度 (第150期)	2021年度 (第151期)	2022年度 (当事業年度)
営業収益	15,581,126 ^{千円}	10,915,810 ^{千円}	12,132,489 ^{千円}	13,700,118 ^{千円}
経常利益	896,673 ^{千円}	△1,070,048 ^{千円}	△107,710 ^{千円}	932,225 ^{千円}
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,893,717 ^{千円}	121,099 ^{千円}	27,060 ^{千円}	612,288 ^{千円}
1株当たり 当期純利益	186.67 ^{円銭}	11.94 ^{円銭}	2.67 ^{円銭}	60.40 ^{円銭}
総資産	28,010,204 ^{千円}	26,360,563 ^{千円}	24,706,518 ^{千円}	24,969,122 ^{千円}

(注) 1株当たり当期純利益の算定に当たっては1株当たり当期純利益に関する会計基準を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は京成電鉄株式会社であり、同社は当社の株式を6,135,614株（持株比率60.53%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である京成電鉄株式会社との間で不動産賃貸借契約、業務委託契約を締結しております。これらの取引に当たっては、市場価格のある取引については市場価格に基づくなど、その条件が一般の取引と同様な条件で行われることに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、その適正性、妥当性を判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
関鉄観光バス株式会社	70,000千円	100.00%	貸切バス事業
関東情報サービス株式会社	40,000	100.00	情報サービス業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

① 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	当社、関鉄観光バス(株)、関鉄パープルバス(株)、 関鉄グリーンバス(株)
タクシー事業	関鉄水戸タクシー(株)、関鉄ハイヤー(株)、 関鉄タクシー(株)

② 不動産業

事業の内容	主要な会社名
分譲業	当社
賃貸業	当社、関鉄筑波商事(株)、(株)関鉄クリエイト、鹿島鉄道(株)

③ 流通業

事業の内容	主要な会社名
骨材販売業	常総産業(株)
物品販売業	常総産業(株)、(株)関鉄クリエイト

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
情報サービス業	関東情報サービス(株)
旅行業	関鉄観光(株)
ゴルフ練習場業	関鉄筑波商事(株)

⑤ 自動車車両整備業

事業の内容	主要な会社名
自動車車両整備業	関鉄自動車工業(株)

(8) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	茨城県土浦市
	営 業 キ ロ	鉄道 55.6km(常総線51.1km 竜ヶ崎線4.5km) 乗合バス 3,196.54km
	車 両 数	鉄道 56両(内燃機関車1両 内燃客車55両) バス 448両(乗合409両 貸切39両)
	駅 数	28駅 (常総線25駅 竜ヶ崎線3駅)
	バス営業所	7営業所 2車庫営業所
	賃 貸 物 件	水海道駅南賃貸建物1号店・2号店・3号店 関鉄土浦ビルⅠ・Ⅱ 関鉄佐貫ビルⅠ・Ⅱ つくば市研究学園貸店舗A棟・B棟・C棟 高齢者向住宅(鹿嶋市 牛久市 土浦市 常総市)
関鉄観光バス株式会社	本 社	茨城県土浦市
	バス営業所	4営業所(茨城県3営業所 千葉県1営業所)
	営 業 キ ロ	乗合バス 192.30km
	車 両 数	バス 42両 (貸切32両 乗合10両)
関東情報サービス株式会社	本 社	茨城県土浦市
	営 業 所	3営業所 (茨城県2営業所 東京都1営業所)

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,031名 (581名)	36名減 (13名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、() 内には、臨時使用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社常陽銀行	2,830,685 ^{千円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,289,680
株式会社筑波銀行	991,676
株式会社商工組合中央金庫	593,400

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,800,000株
(2) 発行済株式の総数 10,200,000株
(3) 株主数 945名 (前期末比11名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
京成電鉄株式会社	6,135 ^{千株}	60.53%
濱 雄太郎	531	5.24
青木 恵津子	263	2.60
茨城交通株式会社	156	1.54
関東鉄道従業員持株会	145	1.43
宗教法人青昌稻荷神社	110	1.09
中山 敬之助	100	0.99
布川 瑠理子	55	0.54
白井 豊	49	0.49
片倉 力也	38	0.37

(注) 持株比率は、自己株式(63,557株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松上 英一郎	
代表取締役副社長	登嶋 進	常総産業株式会社代表取締役社長
常務取締役	武藤 成一	自動車部担当 関鉄タクシー株式会社代表取締役会長
常務取締役	廣瀬 貢司	総務部担当 関鉄観光バス株式会社代表取締役会長 関鉄観光株式会社代表取締役会長
取締役	北村 恵喜	鉄道部担当 鉄道部長委嘱
取締役	長津 博樹	経理部・開発部担当 鹿島鉄道株式会社代表取締役社長
取締役	小林 敏也	京成電鉄株式会社代表取締役社長 社長執行役員 新京成電鉄株式会社取締役
取締役	小山 秀夫	株式会社伊勢基本社顧問
取締役	石田 奈緒子	首都圏新都市鉄道株式会社常務取締役
常勤監査役	河上 守	
監査役	天野 貴夫	京成電鉄株式会社代表取締役 専務執行役員 新京成電鉄株式会社監査役
監査役	石田 東生	筑波大学名誉教授
監査役	石山 ありさ	弁護士 (弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所)

- (注) 1. 2022年6月27日をもって、取締役桑原靖幸、同綿引 健、同加藤雅之は任期満了により退任し、監査役竹若栄吾郎は辞任いたしました。
2. 同日をもって、登嶋 進は代表取締役副社長に、長津博樹、石田奈緒子は取締役に就任いたしました。
3. 同日をもって、石山ありさは監査役に就任いたしました。
4. 2022年7月26日をもって、取締役江橋庄市は辞任いたしました。
5. 取締役小山秀夫、同石田奈緒子は、社外取締役であります。
6. 監査役石田東生、同石山ありさは、社外監査役であります。
7. 監査役石山ありさは、弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所の弁護士であります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役に該当しない取締役小林敏也、取締役小山秀夫、取締役石田奈緒子及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	107,433	107,433	—	—	13
(うち社外取締役)	(4,656)	(4,656)	—	—	(3)
監査役	19,788	19,788	—	—	5
(うち社外監査役)	(4,656)	(4,656)	—	—	(3)

- (注) 1. 上記には、2022年6月27日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名及び7月26日に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬につきましては、1992年6月25日開催の第121回定時株主総会において取締役の報酬額につきましては月額2,000万円以内、監査役の報酬額につきましては月額400万円以内として決議しております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は19名、監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の改正会社法第361条第7項及び改正会社法施行規則第98条の5の規定により、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)につきましては2021年3月23日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 取締役の報酬等に関する決定方針

1. 基本方針

取締役の報酬は、役職、業績等を勘案して決定します。なお、支給方法は月例の固定報酬のみとします。

2. 個人別報酬等の決定方法

個人別報酬等については、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長が株主総会決議により承認された範囲内において決定します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、決議により一任された取締役社長から、各取締役の報酬額は役職、業績等を勘案して決定したものと説明を受け、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度は、2022年6月27日開催の取締役会において、個人別報酬等について、取締役社長への一任決議をしております。委任した理由は、取締役会が当社の業績等を勘案し各取締役の報酬額を決定する事に、取締役社長が最も適していると考えからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	小山 秀夫	6回中6回	—	茨城県警察本部の要職を歴任された経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
	石田奈緒子	4回中4回	—	茨城県の要職を歴任された経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
監査役	石田 東生	6回中6回	6回中6回	大学教授の経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
	石山ありさ	4回中4回	4回中4回	弁護士の経験及び幅広い見識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を1回開催しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,806千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から提示を受けた当事業年度の監査計画の内容及び必要な監査品質を維持するための監査体制・監査時間は妥当であり、それらをもとに算出された報酬額も妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,862,854	流 動 負 債	5,019,231
現金及び預金	2,424,766	支払手形及び買掛金	356,993
受取手形、売掛金及び契約資産	1,749,619	短期借入金	1,384,778
リース投資資産	1,097,587	リース債務	619,126
棚卸資産	175,045	未払法人税等	78,310
その他	415,834	賞与引当金	306,560
固 定 資 産	19,106,268	役員賞与引当金	7,949
有形固定資産	17,071,689	その他	2,265,512
建物及び構築物	6,970,455	固 定 負 債	11,160,940
機械装置及び運搬具	2,110,357	社 債	450,000
土地	6,979,798	長期借入金	6,253,657
建設仮勘定	679,736	リース債務	1,298,031
その他	331,341	役員退職慰労引当金	27,960
無形固定資産	371,460	退職給付に係る負債	2,409,429
投資その他の資産	1,663,118	資産除去債務	119,259
投資有価証券	85,313	その他	602,602
長期貸付金	53,129	負 債 の 部 合 計	16,180,172
繰延税金資産	1,394,190	純 資 産 の 部	
その他	166,703	株 主 資 本	8,760,437
貸倒引当金	△ 36,218	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	446,781
		利 益 剰 余 金	8,229,202
		自 己 株 式	△ 15,545
		その他の包括利益累計額	8,620
		其他有価証券評価差額金	12,028
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,407
		非支配株主持分	19,891
		純 資 産 の 部 合 計	8,788,949
資 産 の 部 合 計	24,969,122	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	24,969,122

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		13,700,118
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	11,033,600	
販売費及び一般管理費	1,941,436	12,975,036
営 業 利 益		725,081
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	165	
受 取 配 当 金	904	
運 行 継 続 協 力 金 等	137,119	
原油価格高騰対策補助金	81,566	
そ の 他	57,366	277,123
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,800	
そ の 他	7,179	69,980
経 常 利 益		932,225
特 別 利 益		
補 助 金 受 入 額	200,000	
固 定 資 産 売 却 益	2,609	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	847	
そ の 他	1,922	205,379
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	199,395	
減 損 損 失	7,823	
そ の 他	9,207	216,427
税金等調整前当期純利益		921,177
法人税、住民税及び事業税	104,219	
法 人 税 等 調 整 額	203,536	307,755
当 期 純 利 益		613,421
非支配株主に帰属する当期純利益		1,132
親会社株主に帰属する当期純利益		612,288

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,130,389	流 動 負 債	5,186,585
現金及び預金	1,499,194	短期借入金	1,254,288
未収運賃	1,224,515	リース債務	503,020
未収金	217,811	未払金	1,013,006
未収収益	13,294	未払消費税等	67,794
短期貸付金	6,549	未払法人税等	40,255
リース投資資産	930,553	未払費用	255,956
貯蔵品	157,486	預り連絡運賃	162,061
前払費用	8,775	預り金	1,285,167
その他の流動資産	72,208	前受運賃	294,202
固 定 資 産	18,123,018	前受金	50,283
鉄道事業固定資産	6,117,356	前受収益	17,831
自動車事業固定資産	3,757,868	賞与引当金	242,717
開発事業固定資産	5,714,709	固 定 負 債	10,381,370
各事業関連固定資産	68,612	社債	450,000
建設仮勘定	661,962	長期借入金	5,976,742
投資その他の資産	1,802,508	リース債務	1,031,859
関係会社株式	369,384	退職給付引当金	2,228,217
投資有価証券	79,852	関係会社事業損失引当金	45,341
出資金	2,220	資産除去債務	119,259
関係会社長期貸付金	501,000	その他の固定負債	529,950
長期貸付金	12,957	負 債 の 部 合 計	15,567,956
長期前払費用	14,117	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	854,411	株 主 資 本	6,675,367
その他の投資等	54,043	資本金	100,000
貸倒引当金	△ 85,478	資本剰余金	446,781
		資本準備金	36,781
		その他資本剰余金	410,000
		利 益 剰 余 金	6,144,131
		利益準備金	127,500
		その他利益剰余金	6,016,631
		別途積立金	850,000
		繰越利益剰余金	5,166,631
		自 己 株 式	△ 15,545
		評価・換算差額等	10,084
		その他有価証券評価差額金	10,084
		純 資 産 の 部 合 計	6,685,452
資 産 の 部 合 計	22,253,408	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,253,408

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	2,193,961	
営 業 費 益	2,144,748	
自 動 車 事 業		49,212
営 業 収 益	6,196,071	
営 業 費 益	6,026,100	
開 発 事 業		169,971
営 業 収 益	896,622	
営 業 費 益	475,158	
営 業 利 益		421,464
全 事 業 営 業 利 益		640,648
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,054	
受 取 配 当 金	26,707	
運 行 継 続 協 力 金 等	62,413	
原 油 価 格 高 騰 対 策 補 助 金	52,189	
そ の 他	42,289	
営 業 外 費 用		186,654
支 払 利 息	60,341	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	24,260	
そ の 他	4,223	
経 常 利 益		88,825
特 別 利 益		738,477
補 助 金 受 入 額	167,051	
固 定 資 産 売 却 益	928	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	499	
特 別 損 失		168,478
固 定 資 産 圧 縮 損	166,446	
そ の 他	9,207	
特 別 損 失		175,654
税 引 前 当 期 純 利 益		731,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,160	
法 人 税 等 調 整 額	201,452	
当 期 純 利 益		240,612
		490,689

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

関東鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古賀 祐一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関東鉄道株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関東鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

関東鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関東鉄道株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

関東鉄道株式会社 監査役会

常勤監査役 河上 守 

社外監査役 石田 東生 

監査役 天野 貴夫 

社外監査役 石山 ありさ 

以上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
 - ③ 取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
 - ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - ⑤ 総務部内部統制・企画担当が、財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び常勤取締役会の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、必要に応じ適切な対応を図る体制を整備する。
 - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - ③ 災害、事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
 - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、災害対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（3カ月に1回以上開催）の決議により意思決定すべき事項と常勤取締役会（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について取締役会規則、常勤取締役会規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
 - ② 職制及び事務分掌規程、職務権限規則を整備し、各職制の責任を明確化する。
 - ③ 中期経営計画及び年度計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す

るための体制

ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。

イ. 子会社を管理・指導する担当部署を設置するとともに、関係会社管理基準等を整備し、関係部署と連携して、子会社の管理を行う。

ウ. 子会社は、関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。

エ. 当社の取締役又は使用人は、必要に応じ子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。

オ. 総務部内部統制・企画担当が、子会社の内部監査を実施する。

カ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。

② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会を定期的開催し、グループの経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。

イ. 子会社は、当社の指導に基づき、中期経営計画及び年度計画を策定し、これに基づき職務を執行する。

③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。

イ. 子会社は、取締役会を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 関係会社管理基準において、子会社が、当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け必要に応じて指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

① 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。

② 監査役室の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。

(8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

ア. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。

イ. 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

ア. 子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又は担当部

署に報告する。

- ③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。
- (9) 監査役の職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。
 - ③ 取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
経営理念として「関鉄グループ経営理念」を定め、これをグループ内の取締役等及び使用人に周知・徹底を図っております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講習会の開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス相談窓口を外部に委託し、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、事務局が適切に保管しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道事業部門及び自動車事業部門では、安全管理規程、災害対策規則に基づき、安全管理体制の再確認により安全重点施策の見直しを実施したほか、異常時を想定した定期的な訓練を実施しました。また、大規模災害発生に備え整備した「事業継続計画」について内容の見直し及び社内周知を図りました。更に、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、事業継続計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき必要な対応を実施しました。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
取締役会規則及び常勤取締役会規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、常勤取締役会においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。なお、年度計画規程に基づき、2022年度年度計画を遂行するとともに、取締役会で2023年度年度計画を決議しました。

- (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社管理基準に基づき、子会社の業務処理区分を明確化し、子会社から当社への「協議・報告・稟議」を義務付けております。同基準に基づき経営者会議を開催し、当社から経営方針の示達を行い、2023年度年度計画の審議を行いました。

また、子会社に対し、随時、当社各部門による業務指導を行うとともに、内部監査を実施し業務執行の適正性の確保を図りました。

なお、子会社の使用人の利用も可能としている当社のコンプライアンス相談窓口の周知を図りました。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役は、職務補助のため、専任の使用人を配置しております。

- (7) 監査役は、職務を補助すべき使用人の取締役から独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役は、指揮命令により、監査役は、職務を補助しております。

- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又は、担当部署に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- (9) 監査役は、職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役は、職務について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

- (10) その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人、子会社監査役及び担当部署と情報を共有・意見交換を行い、連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	446,781	7,667,602	△ 15,137	8,199,245
当期変動額					
剰余金の配当			△ 50,688		△ 50,688
親会社株主に帰属する当期純利益			612,288		612,288
自己株式の取得				△ 407	△ 407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	561,599	△ 407	561,192
当期末残高	100,000	446,781	8,229,202	△ 15,545	8,760,437

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,069	△ 31,589	△ 21,520	18,813	8,196,538
当期変動額					
剰余金の配当					△ 50,688
親会社株主に帰属する当期純利益					612,288
自己株式の取得					△ 407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,959	28,181	30,141	1,078	31,219
連結会計年度中の変動額合計	1,959	28,181	30,141	1,078	592,411
当期末残高	12,028	△ 3,407	8,620	19,891	8,788,949

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

すべての子会社を連結しております。

主要な連結子会社の名称

関鉄観光バス㈱

関東情報サービス㈱

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、2月末日です。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚 卸 資 産

貯 蔵 品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

小 売 業 商 品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

鉄道事業の取替資産については取替法、車両を除く資産については定額法、それ以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。

鉄道事業以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

工具器具備品 1～15年

② 無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役 員 賞 与 引 当 金

子会社の役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役 員 退 職 慰 労 引 当 金

子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益を認識する時点と計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、運輸業における鉄道及びバス定期券については、有効期間にわたって収益を認識しており、レジャー業における旅行商品等に関しては、顧客への商品の提供における当社の役割が本人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しております。

② 工事負担金等の処理方法

固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、金利の変動に伴うキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,394,190千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 7,823千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

リース投資資産	167,034 千円
建物及び構築物	5,121,065 千円
機械装置及び運搬具	626,285 千円
土地	4,228,033 千円
有形固定資産その他	49,043 千円
計	10,191,462 千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	4,055,503 千円
計	4,055,503 千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(連結貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

24,626,212 千円

3. 有形固定資産の取得原価から控除した工事負担金等の受入れによる圧縮記帳累計額

11,227,588 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	普通株式	10,200,000	—	—	10,200,000
自己株式	普通株式	62,242	1,315	—	63,557

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,315株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 配当に関する事項

(1) 2022年6月27日開催の第151期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	50,688 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	5 円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月28日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う配当に関する事項

2023年6月27日開催の第152期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	60,818 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	6 円
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月28日

(減損会計に関する注記)

当連結会計年度の連結計算書類において、当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(千円)
事業用資産	建物及び構築物等	関鉄水戸タクシー(株) (茨城県水戸市)	3,937
事業用資産	リース資産 車両等	関鉄水戸タクシー(株) (茨城県水戸市)	3,886
合 計			7,823

(資産のグルーピングの方法)

原則として、事業用資産については、事業別を基準としてグルーピングを行っており、連結子会社資産については、各事業会社を最小単位としてグルーピングを行っています。

(減損損失を認識するに至った経緯)

上記の関鉄水戸タクシー(株)については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しました。

(回収可能額の算定方法等)

事業用資産の回収可能額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能額を零として評価しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,424,766	2,424,766	—
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産	1,749,619	1,749,619	—
(3) リース投資資産	1,097,587	1,020,603	△ 76,984
(4) 投資有価証券 その他有価証券(※1)	33,803	33,803	—
資産計	5,305,778	5,228,793	△ 76,984
(5) 支払手形及び買掛金	356,993	356,993	—
(6) 社債	450,000	444,143	△ 5,857
(7) 長期借入金(※2)	7,638,435	7,553,696	△ 84,739
(8) リース債務	1,917,158	1,889,696	△ 27,462
負債計	10,362,587	10,244,529	△ 118,058

(※1) 市場価格のない株式等は、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	51,510

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金は、連結貸借対照表上、短期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	33,803	—	—	33,803
資産計	33,803	—	—	33,803

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	1,749,619	—	1,749,619
リース投資資産	—	1,020,603	—	1,020,603
資産計	—	2,770,223	—	2,770,223
支払手形及び買掛金	—	356,993	—	356,993
社債	—	444,143	—	444,143
長期借入金	—	7,553,696	—	7,553,696
リース債務	—	1,889,696	—	1,889,696
負債計	—	10,244,529	—	10,244,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している非上場株式等は、市場の取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・リース投資資産

リース投資資産の時価については、一定の期間ごとに分類した将来キャッシュ・フローを、国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、茨城県において、賃貸用のオフィスビル、商業施設及び駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

		前連結会計年度	当連結会計年度
連結貸借対照表計上額	期首残高	5,584,767	5,320,242
	期中増減額	△ 264,525	△ 102,851
	期末残高	5,320,242	5,217,391
期末時価		6,561,774	6,516,551

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	自動車車両整備業	
鉄道事業	2,184,827	—	—	—	—	2,184,827
バス事業	7,202,679	—	—	—	—	7,202,679
タクシー事業	690,022	—	—	—	—	690,022
不動産分譲業	—	112,632	—	—	—	112,632
流通業	—	—	442,534	—	—	442,534
レジャーサービス業	—	—	—	1,897,584	—	1,897,584
自動車車両整備業	—	—	—	—	284,524	284,524
その他	—	39,150	—	—	—	39,150
顧客との契約から生じる収益	10,077,529	151,782	442,534	1,897,584	284,524	12,853,952
その他の収益	—	846,164	—	—	—	846,164
外部顧客への売上高	10,077,529	997,946	442,534	1,897,584	284,524	13,700,118

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（収益を認識する時点と計上基準）」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
受取手形	6,701	4,391
売掛金	1,352,268	1,563,908
	1,358,969	1,568,300
顧客との契約から生じた債権（期末残高）		
受取手形	4,391	6,530
売掛金	1,563,908	1,714,701
	1,568,300	1,721,232
契約資産（期首残高）	22,816	21,602
契約資産（期末残高）	21,602	28,387
契約負債（期首残高）	361,608	368,718
契約負債（期末残高）	368,718	390,007

契約資産は、情報サービス業におけるシステム開発契約で、連結会計年度末時点で完了しているが未請求の部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関する対価は、主にシステムが完成時に受領しております。なお、当連結会計年度において契約資産に重要な変動はありません。

契約負債は、主に、運輸業における鉄道及びバス定期券で、収益を認識する顧客から受け取った3～6ヵ月分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、契約期間が1年を超える契約に重要性は乏しく、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	865円10銭
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	60円40銭

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	36,781	410,000	446,781	127,500	850,000	4,726,631	5,704,131	△ 15,137	6,235,774
当期変動額										
剰余金の配当							△ 50,688	△ 50,688		△ 50,688
当期純利益							490,689	490,689		490,689
自己株式の取得									△ 407	△ 407
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	440,000	440,000	△ 407	439,593
当期末残高	100,000	36,781	410,000	446,781	127,500	850,000	5,166,631	6,144,131	△ 15,545	6,675,367

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	8,503	8,503	6,244,277
当期変動額			
剰余金の配当			△ 50,688
当期純利益			490,689
自己株式の取得			△ 407
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,581	1,581	1,581
当期変動額合計	1,581	1,581	441,174
当期末残高	10,084	10,084	6,685,452

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 鉄道事業の取替資産については取替法、車両を除く資産については定額法、それ以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。
鉄道事業以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 5~60年 機械装置及び運搬具 5~17年 工具器具備品 1~15年
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 - (1) 収益を認識する時点と計上基準
収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、運輸業における鉄道及びバス定期券については、有効期間にわたって収益を認識しております。
 - (2) 工事負担金等の処理方法
鉄道事業及び自動車事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
 - (3) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	5,684,387 千円
自動車事業固定資産	2,505,304 千円
開発事業固定資産	725,448 千円
各事業関連固定資産	35,226 千円
計	8,950,366 千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	3,976,378 千円
計	3,976,378 千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,939,380 千円

3. 事業用固定資産 15,658,548 千円

有形固定資産	15,325,415 千円		
土地	6,888,480 千円	建物	3,036,122 千円
構築物	3,332,070 千円	車両	1,737,294 千円
その他	331,449 千円		
無形固定資産	333,132 千円		

(注) 車両及びその他には、リース資産を含みます。

4. 有形固定資産の取得原価から控除した工事負担金等の受入れによる圧縮記帳累計額 8,921,082 千円

5. 保証債務

(1) 金融機関等からの借入金に対する債務保証

関鉄観光株式会社	50,000 千円
----------	-----------

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	32,642 千円
長期金銭債権	511,641 千円
短期金銭債務	966,042 千円
長期金銭債務	3,486 千円

7. 取締役、監査役に対する金銭債権及び債務

長期金銭債務	34,700 千円
--------	-----------

(損益計算書に関する注記)

1. 営業収益 9,286,656 千円

2. 営業費 8,646,007 千円

運送営業費及び売上原価	6,513,863 千円
販売費及び一般管理費	687,434 千円
諸税	196,664 千円
減価償却費	1,248,045 千円

3. 関係会社との取引高

営業収益	134,945 千円
営業費	91,771 千円
営業取引以外の取引高	39,035 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	63,557 株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	763,387千円
賞与引当金	83,154千円
減損損失	127,186千円
株式評価損	77,662千円
その他の	106,980千円
繰延税金資産小計	1,158,371千円
評価性引当額	△ 298,704千円
繰延税金資産合計	859,667千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 5,255千円
繰延税金負債合計	△ 5,255千円
繰延税金資産の純額	854,411千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関鉄自動車工業株式会社	茨城県土浦市	10百万円	100.00%	自動車整備業	消費寄託金の受入(※1)	20百万円	預り金	250百万円
子会社	関東情報サービス株式会社	茨城県土浦市	30百万円	100.00%	システム開発 機器、ソフト販売	消費寄託金の受入及び返済(※1)	—	預り金	350百万円
子会社	関鉄筑波商事株式会社	茨城県土浦市	50百万円	100.00%	不動産賃貸業 ゴルフ練習場業	長期貸付金の返済(※2)	4百万円	関係会社 長期貸付金	384百万円

(※1) 消費寄託金については、連結子会社の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。

(※2) 金銭消費貸借契約に基づく貸付金の取引条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 659円55銭
- 1株当たり当期純利益 48円41銭